

原子力規制委員会行政文書管理規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

原子力施設における内部脅威対策の 1 つとして、関係法令に基づき、原子力事業者に対して、防護区域等に常時立ち入る者や核物質防護に関する秘密を知り得る者の信頼性確認を行うよう義務付けている。

原子力規制委員会においても、この措置の趣旨を鑑み、平成 30 年 7 月から、信頼性確認を受けた職員のみが特定核燃料物質の防護等に関する秘密を取り扱えることとしており、今般これに伴う行政文書管理規則の所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- ①特定核燃料物質の防護等に関する秘密が記録されている秘密文書を取り扱うことができる職員等を、原子力規制委員会の委員長及び委員並びに信頼性確認を受けた職員のみとするための改正を行う。
- ②秘密文書を指定するときは、その文書の秘密文書としての指定期間や秘密文書管理責任者などを定めるだけでなく、その文書を取り扱う職員等が遵守すべき事項を定めることとするための改正を行う。
- ③その他、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

施行：平成 30 年 9 月 18 日（予定）